

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～1ヶ月分の賃金不払いの疑い～

岡崎労働基準監督署西尾支署（支署長 浦本 尚一）は、令和8年1月8日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社ELITE SERVICEほか1名
(所在地：愛知県西尾市上道目記町上市場 事業内容：建設業)

2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）
最低賃金法第40条（罰則）
最低賃金法第42条（両罰規定）

3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならぬことが規定されているが、被疑者は、労働者1名に対する令和6年12月分の賃金を所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（130,317円）以上の定期賃金を支払わなかつた疑いがあるもの。

4. 参考事項

- (1) 賃金不払いにおける被害額
労働者1名に対する定期賃金の不払い総額は、240,000円である。
- (2) 愛知県最低賃金
1時間1,077円（令和6年12月1日から令和6年12月31日までの適用額）

5. 関係法条文

- <最低賃金法>（昭和34年4月15日 法律第137号）
(最低賃金の効力) 第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則) 第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定) 第42条

人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～1ヶ月分の賃金不払いの疑い～

岡崎労働基準監督署西尾支署（支署長 浦本 尚一）は、令和8年1月8日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社タイトーほか1名
(所在地：愛知県西尾市熊味町 事業内容：小売業)

2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）
最低賃金法第40条（罰則）
最低賃金法第42条（両罰規定）

3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者1名に対する令和7年8月分の賃金を所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（268,173円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払いにおける被害額

労働者1名に対する定期賃金の不払い総額は、470,000円である。

（2）愛知県最低賃金

1時間 1,077円（令和7年7月26日から令和7年8月25日までの適用額）

5. 関係法条文

＜最低賃金法＞（昭和34年4月15日 法律第137号）

（最低賃金の効力）

第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条

人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。